

山口市立会人型電子契約サービス提供業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、山口市立会人型電子契約サービス提供業務に係る受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) プロポーザルの名称

山口市立会人型電子契約サービス提供業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 業務内容

資料「山口市立会人型電子契約サービス提供業務仕様書」のとおり

(4) 契約上限額

1,200千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和4年12月1日時点で山口市の競争入札参加資格を有し、かつ令和4年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿（以下、「参加資格者名簿」という。）に区分59「業務委託(コンピュータサービス)」のコード03「データ処理」の営業種目で登録されていること。

また、令和4年12月1日時点において参加資格者名簿に登録されていない者であっても、競争入札参加資格の申請を企画提案書等の提出期限である令和4年12月9日までに本市（契約監理課）へ提出することを条件に、本プロポーザルに参加できるものとする。

この場合においては、令和5年1月1日時点で参加資格者名簿に登録がされなかった者は、本プロポーザルの参加資格を喪失する。

また、既に参加資格者名簿に上記営業種目以外の営業種目で登録されている者は、令和4年12月9日までに本市（契約監理課）へ営業種目追加の変更（競争入札参加資格審査事項等変更届）を提出することで、本プロポーザルに参加できるものとする。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限（令和4年12月2日）から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続

き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
(5) 過去2年間に他の自治体において電子契約サービス提供業務の実績を有していること。

4 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望するものは、下記のとおり提出すること。

(1) 提出様式及び部数

参加意向申出書(様式第1号) 1部

(2) 提出期限

令和4年12月2日(金) 17時(必着)

(3) 提出先

山口市総務部総務課

(4) 提出方法

電子メール(提出期限内必着)によりPDFデータで提出すること。

5 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

ア 提出書類

質問書(様式第2号)

イ 提出方法

電子メール(受付期限内必着)

ウ 受付期限

令和4年11月28日(月) 17時(必着)

エ 提出先

山口市総務部総務課(somu@city.yamaguchi.lg.jp)

(2) 質問に対する回答方法

回答は、質問者名をふせて本市の公式ウェブサイト(<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>)に掲載する。

ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、市公式ウェブサイトには回答せず、電話等により個別に回答する。

6 提案書等の提出

応募に当たっては、次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式第3号)

イ 企画提案書（任意様式） ※(2)の留意事項を参照のこと

ウ 業務実施体制（様式第4号）

エ 会社概要（任意様式） ※パンフレット等で可

オ 見積書（任意様式） ※(3)の留意事項を参照のこと。

(2) 企画提案書の留意事項

参加者は、本提案要領及び別紙「山口市立会人型電子契約サービス提供業務仕様書」に基づき、下記のとおり企画提案書を提出すること。

ア 枚数は原則、20枚程度とし、以下の事項を記載すること。

①提供するシステムについて

- ・システム全般の説明（実際の操作方法を含み詳細に記載）
- ・アカウントに関する事項（組織ごとの役割と権限等）
- ・適法性（電子署名法及び建設業法の要件への該当性）の説明
- ・契約関係法令等調査（法令改正等、本市が求める内容を調査報告及び法的解釈）の支援体制について
- ・契約解除後の取扱い（クラウド上に保管されている契約書の扱い、電子署名の検証期間が切れた際の対応等）
- ・その他貴社のシステムの特徴などについて記載すること

②サービスの導入支援について

- ・業務フローや操作手順書の提供、職員説明会や事業者等向け説明会、内部運用ルール及び例規改正におけるサポート等、支援体制について詳細に記載すること。

③セキュリティ対応策について

④保守対応について

- ・ヘルプデスクの概要
- ・トラブル発生時の対応

⑤他自治体での導入実績

イ イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、難解な用語の使用、表現は避け、わかりやすい記載に努めること。

(3) 見積書の留意事項

参加者は、本提案募集要領及び別紙「山口市立会人型電子契約サービス提供業務仕様書」に基づき、下記のとおり見積書を提出すること。

ア 様式は任意とし、以下について留意すること。

①宛名は山口市長とすること。

②導入サポート費用と月額料の内訳について、記載してあること。

イ 以下の参考見積書についても、別紙により提出すること。

①仕様書以外で、オプション機能などで別途費用が発生する場合、機能ごとの月額単価。

ただし、年間利用料の設定しかないものは、年間総額の記載でも可。

②令和5年度から令和8年度末まで継続利用する場合の総額（令和4年度中の提案額は除く）

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

※郵送の場合は、提出期限内必着で、書留郵便又は配達証明できるものに限る

(5) 提出期限

令和4年12月9日（金） 17時（必着）

(6) 提出先

山口市総務部総務課

(7) 提出部数

正本1部、副本7部

(8) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、提出を辞退したものとみなす。

7 審議及び受託候補者の選定

(1) 評価委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定等は、「山口市物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領」に基づき設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）により審議を行う。

(2) 審議

評価委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより（3）の評価基準に基づき審査を行い、委託料の総額の範囲内で、審査において平均60点以上を得たもののうち得点の高い順に受託候補者を決定する。ただし、応募者が5者を超える場合、評価委員会は応募書類による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。

ア 開催日時・場所 令和4年12月20日（火）（予定）

※ 日時及び会場については、別途応募者に通知する。

イ 発表時間 30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

ウ 出席者 3名程度

エ その他 プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

(3) 評価基準

応募書類を審査するための評価基準は、別表に掲げる評価基本方針により採点した結果を合計する。

(4) 選定方法

評価委員会は、評価結果を速やかに集計し、各評価委員の採点の合計点により応募者に優先順を付与し、受託候補者の選定を行い、最も高い評価点を獲得した応募者が複数となった場合は、各評価委員の最高得点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全事業者に、結果を通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。なお、結果通知の内容に対する異議申立てには一切応じない。

8 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当した場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合
- (2) 企画提案書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が3で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

9 契約の締結

- (1) 本プロポーザルで選定した受託候補者と協議し、見積りを徴収の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約交渉時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書

類を公開する場合がある。

(8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

11 選定スケジュール（予定）

項 目	日 程
実施要領の公表	令和4年11月22日(火)
質問受付・回答	令和4年11月22日(火)～11月28日(月)
参加意向申出書受付	令和4年11月22日(火)～12月2日(金)
応募書類受付	令和4年12月5日(月)～12月9日(金)
プレゼンテーション実施(評価委員会)	令和4年12月20日(火) ※変更の場合あり
結果通知発送及び公表	令和5年1月上旬予定
契約締結	令和5年1月上旬予定

12 所管課（問い合わせ先）

山口市総務部総務課(行革推進担当)

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2909

FAX 番号：083-934-2944

E-mail：somu@city.yamaguchi.lg.jp